明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

イ　当該国外関連取引に係る事業と同種又は類似の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するもの（以下この号において「比較対象事業」という。）の当該国外関連取引が行われた日を含む事業年度又はこれに準ずる期間（以下この号において「比較対象事業年度」という。）の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象事業年度の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

第三十九条の十三の二第一項中「第五十七条の七第一項」の下に「、第五十七条の七の二第一項」を加え、「第六十条の三第一項及び第四項」を「第六十一条第一項及び第四項、第六十一条の二第一項」に、「第百十二条第十一項」を「第百十二条第十四項」に、「控除した金額」を「減算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）」に改める。

第三十九条の十五第一項第一号中「第五十七条の十」を「第五十七条の九」に改める。

第三十九条の十八第九項ただし書中「、当該益金算入額のうち」を削り、「外国法人税」の下に「（以下この項において「外国法人税」という。）」を加え、「部分の金額」を「益金算入額（当該特定外国子会社等の本店所在地国以外の国又は地域において、当該益金算入額の計算の基礎となつた当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額がある場合の当該特定外国子会社等の所得に係る益金算入額を除く。）」に改める。

第三十九条の二十一の見出しを「（技術研究組合の所得の計算の特例）」に改める。

第三十九条の二十二第二項第八号中「第七十九条の四十九第一項第一号」を「第七十九条の四十九第一項第一号」に改め、同項第十二号中「第二号」の下に「並びに金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）附則第四条第一項第一号及び第二号」を加える。

第三十九条の二十四の次に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）

第三十九条の二十四の二　法第六十七条第一項に規定する政令で定める金額は、当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係る総収入金額（経常的に生ずるもの以外の収益の額とされるべきものを除く。）とする。

第三十九条の二十八第二号中「、法第六十五条の十三第一項（法第六十五条の十四第八項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第三号中「、法第六十五条の十三第四項（法第六十五条の十四第九項において準用する場合を含む。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第三十九条の二十八の二　法第六十七条の五の二第一項に規定する政令で定める事実は、同項に規定する中小企業者について法人税法施行令第二十四条の二第一項第三号中「前号」とあるのを「租税特別措置法第六十七条の五の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する再生債権を有する二以上の同項に規定する金融機関等の当該再生債権が同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となること並びに前号」と、「債務者」とあるのを「、債務者」と、「金額」とあるのを「金額並びに当該再生債権がその組合財産となる時において当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額」と、同項第四号中「締結している者」とあるのを「締結している者（当該投資事業有限責任組合契約等が前号の特定投資事業有限責任組合契約に該当する場合における当該特定投資事業有限責任組合契約を締結している者を除く。）」と読み替えた場合における同項に規定する再生計画認可の決定があつたことに準ずる事実とし、法第六十七条の五の二第一項に規定する政令で定める評定は、当該事実に係る債務処理に関する計画の策定に当たり従うこととされている同令第二十四条の二第一項第一号に規定する準則に定められている同号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定とする。

2　法第六十七条の五の二第二項第一号に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第二十四条の二第一項第四号ロからヘまでに掲げる者とする。

3　法第六十七条の五の二第二項第三号に規定する政令で定めるものは、中小企業の事業の再生を支援することを目的とするものであることその他の中小企業に対する金融の円滑化を図ることによりその事業の再生を支援するための基準として内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める基準に適合するものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する投資事業有限責任組合契約（同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。第六項において同じ。）とする。

4　法第六十七条の五の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百十三条の二の規定の適用については、同条第五項第二号中「又は第百十七条各号」とあるのは「若しくは第百十七条各号」と、「掲げる事実」とあるのは「掲げる事実又は租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事実」とする。

5　法第六十七条の五の二第一項の規定によりみなして適用する法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項の規定を適用する場合における同法第二十五条第五項、第三十三条第七項及び第五十九条第四項に規定する書類に関し必要な事項は、財務省令で定める。

6　内閣総理大臣及び経済産業大臣は、第三項の基準を定め、又は同項の規定により投資事業有限責任組合契約を指定したときは、これを告示する。

第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項中「第百十二条第十一項」を「第百十二条第十四項」に改める。

第三十九条の三十五の四第一項第一号中「、第六十五条の十四」を削り、同条第二項第一号中「第三十三条の八第三項」を「第三十三条の八第三項」に、「第三十四条第三項（同条第十項）」を「第三十四条第四項（同条第十二項）」に改め、同条第三項第一号中「、第六十五条の十四」を削り、「第三十三条の九第三項」を「第三十三条の八第三項」に、「第三十四条第四項（同条第十項）」を「第三十四条第五項（同条第十二項）」に改める。

第三十九条の三十九第九項中「第二十七条の四第八項各号に」を「第二十七条の四第八項第一号、第五号及び第八号並びに次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　大学等（第二十七条の四第八項第二号に規定する大学等をいう。以下この号、次号及び第四号において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

二　他の者（第二十七条の四第八項第一号に規定する特別試験研究機関等、大学等、当該連結親法人及びその各連結子法人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び第五号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結親法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）並びに当該連結親法人又はその連結子法人との間に支配関係（法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。第五号において同じ。）がある他の者を除く。以下この号において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの